

赤穂市監査委員公表第1号



監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

赤穂市監査委員 寺 田 榮 治
同 榊 悠 太

令和4年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 赤穂市立御崎レストハウス
指定管理者 株式会社ライズ
所 管 産業振興部 観光課
- (3) 監査の期間 令和4年8月20日から令和5年2月24日まで
- (4) 監査の範囲 令和2年度、令和3年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	株式会社 ライズ
代 表 者	代表取締役 成世 敏昭
住 所	赤穂市御崎 2 番地 8

(2) 指定管理の内容

施 設 名	赤穂市立御崎レストハウス													
所 在 地	赤穂市御崎 8 2 7 番地 1													
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 (なお、平成 3 0 年度から令和 2 年度についても指定管理者として指定を受けていた。)													
指 定 管 理 料	8, 3 0 4, 3 9 3 円 (令和 2 年度) 8, 7 5 8, 5 0 0 円 (令和 3 年度)													
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>8, 3 0 4, 3 9 3 円</td> <td>8, 7 5 8, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>8, 3 0 4, 3 9 3 円</td> <td>8, 7 7 5, 9 9 7 円</td> </tr> <tr> <td>収 支</td> <td>0 円</td> <td>△ 1 7, 4 9 7 円</td> </tr> </tbody> </table>		令和 2 年度	令和 3 年度	収 入	8, 3 0 4, 3 9 3 円	8, 7 5 8, 5 0 0 円	支 出	8, 3 0 4, 3 9 3 円	8, 7 7 5, 9 9 7 円	収 支	0 円	△ 1 7, 4 9 7 円	
	令和 2 年度	令和 3 年度												
収 入	8, 3 0 4, 3 9 3 円	8, 7 5 8, 5 0 0 円												
支 出	8, 3 0 4, 3 9 3 円	8, 7 7 5, 9 9 7 円												
収 支	0 円	△ 1 7, 4 9 7 円												
利 用 実 績	年間利用者数 (延べ人数) 令和 2 年度 7, 1 9 2 人 令和 3 年度 5, 2 9 2 人													

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 御崎レストハウスの使用に関する業務
- イ 御崎レストハウスの運営に関する業務
- ウ 御崎レストハウスの施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、御崎レストハウスの管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(4) 収支状況

ア 令和2年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
指定管理料	8,396,661	8,304,393	△ 92,268
その他収入	0	0	0
収入計	8,396,661	8,304,393	△ 92,268
人件費	1,320,000	1,320,000	0
事務費	458,333	558,779	100,446
消耗品費	281,111	428,999	147,888
印刷製本費	116,111	66,000	△ 50,111
通信運搬費	61,111	63,780	2,669
管理費	6,618,328	6,425,614	△ 192,714
光熱水費(電気)	2,114,444	1,818,761	△ 295,683
光熱水費(水道)	61,111	41,947	△ 19,164
修繕料	244,444	385,000	140,556
委託料	4,198,329	4,179,906	△ 18,423
支出計	8,396,661	8,304,393	△ 92,268
収支	0	0	0

イ 令和3年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
指定管理料	8,758,500	8,758,500	0
その他収入	0	0	0
収入計	8,758,500	8,758,500	0
人件費	1,680,000	1,680,000	0
事務費	457,080	283,779	△ 173,301
消耗品費	281,040	153,999	△ 127,041
印刷製本費	116,040	66,000	△ 50,040
通信運搬費	60,000	63,780	3,780
管理費	6,621,420	6,812,218	190,798
光熱水費(電気)	2,040,000	2,188,702	148,702
光熱水費(水道)	61,080	63,376	2,296
修繕料	264,000	303,800	39,800
委託料	4,256,340	4,256,340	0
支出計	8,758,500	8,775,997	17,497
収支	0	△ 17,497	△ 17,497

3 監査の結果

赤穂市立御崎レストハウスの指定管理者である株式会社ライズにおける出納、その他関連する事務並びに所管部局である観光課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 基本協定書及び管理運営基準の執行管理について（意見）

開館時間、休館日に係る手続きや、施設の備品管理業務等、基本協定書及び管理運営基準に記載された事項について、未履行のものや事後報告のものが見受けられた。基本協定書及び管理運営基準は指定管理業務の根本的な取り決め事項である。記載事項を遵守するとともに、市は指定管理者に対して適切な進捗管理及び指導を実施されたい。

(2) 施設における利用者数向上のための取り組みについて（意見）

施設の管理体制の見直しや事業の中止等、コロナ禍の影響を大きく受けてきたところであるが、今後はアンケート調査等の活用により、利用者の満足度の向上を図り、利用者数の回復、利用促進に努められたい。

(3) 施設のホームページの活用について（意見）

施設のホームページは市内外からの観光客が情報を入手する手段のひとつである。施設の情報や赤穂御崎周辺の観光情報等の提供に効果的・効率的に活用し、赤穂御崎をはじめ赤穂市の魅力の発信に努められたい。